

## 最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和5年2月2日(木)      最高裁判所小会議室 (WEB会議)	
委員	委員長 角田 誠 (東京都立大学大学院環境科学研究科建築学域教授)	
	委員 金子 裕子 (早稲田大学大学院会計研究科教授)	
	委員 都 筑 満 雄 (明治大学法学部教授)	
審議対象期間	令和4年4月1日から令和4年9月30日	
抽出案件	(備考)	
工事	一般競争	3件
	公募型及び工事 希望型指名競争	-
	通常指名競争	-
	随意契約	1件
建設コンサルタント業務	一般競争	-
	プロポーザル方式	-
	随意契約	-
	総件数	4件
委員からの意見・ 質問及びそれに対する 回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 の具申又は勧告の 内容	なし	

(別紙)

意見・質問	回答
<p>(裁判所における契約の状況について)</p> <p>※ 令和4年度上半期に入札を実施した工事の裁判所別の契約締結率、初度入札及び再度入札別の結果、不調案件、入札参加者数の平均値等について報告</p> <p>・新型コロナウイルス関連、資材の高騰、人手不足など、不調につながる要因は多く、これまでも裁判所側として対策を打ってきていると承知しているが、今後も受注者側の立場に立ちながら、効果的な方策を検討し、進めていただきたい。</p> <p>前回、競争参加者の少なかった高裁においては、対策を行い、これが数字となり現れているということなので、今後も引き続き、参加者数増加の努力を行っていただきたい。</p> <p>(抽出案件について)</p> <p>1 福井地家裁庁舎電気設備等改修工事</p> <p>※ 本件は、初度の1回目の入札において1者の入札参加があり、予定価格の範囲内であったため、同者と契約した案件</p> <p>・本件が結果的に1者入札となっているところ、基本的な声掛けの範囲を福井県隣接県としている点に疑問があり、この地域の実情からすると、大都市圏、特に関西方面にも広げておくべきでないか。</p> <p>・僅少対策としては、どのくらいの規模の業者を選定するまでの配慮は、公正な競争を妨げることにならないか。また、地方の業者が苦戦している話も聞くところ、大都市圏に本店があり、近隣に支社のある業者を加えていけるような形で考えてはどうか。</p>	<p>・承知した。今後も効果的な方策を検討し、入札を進めていきたい。</p> <p>・承知した。今後も継続して努力していきたい。</p> <p>・北陸地方は石川県に大きい会社が多いため、この地域のメインとなっているが、ご指摘のとおり、今後も福井県の工事では、電車一本で行けるというようなアクセス面を考慮して、大阪・京都といった関西圏への声掛けを検討していきたい。</p> <p>・承知した。検討していきたい。</p>

意見・質問	回答
<p>2 福井地家裁庁舎電気設備等改修工事設計変更</p> <p>※ 本件は原契約となる工事（抽出案件1）の工期末を延長する（約2か月の工期の延長）設計変更契約であるが、発注庁は約400万円を増額する内容の予定価格を設定したところ、受注者は0円の見積もりを提示し、同見積金額にて契約を締結した案件</p> <p>・裁判所側の責任がない理由の場合に、工期の延長に追加費用を払うことの是非について説明をお願いしたい。</p> <p>また、工期延長に関し、一般的に、受注者は指定された工期どおりに施工する義務があるのではないかと。</p> <p>その他としては、契約から間もなく延長の申し出をしているところ、半導体不足の点も織り込み済みだったのではないかと疑問も存するところである。</p> <p>・通常、契約においては、ここまでという想定の下、指定された工期どおりに施工する義務が生じるのが一般的であり、特に工事の請負契約の場合、仕事を全て完成させて初めて、報酬の債権が発生する性質があるところ、余分な費用は請負人側の負担となることが原則と考えられる。</p> <p>他方で受発注者の予期していないコストに関しては、当然に業者負担とはせず、契約約款、条項で調整をしているのが実情と思われるが、本件ではそういった条項は存在したか。</p> <p>・0円とした見積結果に関しては、支店が近くにあったとしても、少なからず発生する費用はあるのではないかと、との疑問は残る。今後も国土交通省の事例なども参考に、必要な対応を図っていただきたい。</p>	<p>・工期延長の原因は、分電盤機器の納品の遅れであり、当時、半導体不足の背景事情から海外からの輸入が滞ったことによるもので、発注者・受注者の両者の責によらない事情によるものであるが、この場合に受注者に全て負担を負わせることに躊躇した事情がある。</p> <p>では、どのような費用を計上するかを検討したところ、予定価格としては延長期間の2か月の共通費分を設定したところである。</p> <p>他方、現時点で振り返ると、一時中止の措置に関する国土交通省等の取扱いも参考に、予定価格を設定することを検討すべきだったと考えている。</p> <p>・ご指摘のように本件の契約書では、特段の事情があった場合には、別途、協議をして解決するという条項があり、これに沿って対応を行っている。</p> <p>・承知した。</p>

意見・質問	回答
<p>3 東京家簡裁庁舎エレベーター設備改修工事（5・6号機）</p> <p>※ 初度の1回目の入札において1者の入札参加があり、予定価格の範囲内であったため、同者と契約した案件</p> <p>・本件の一者入札の要因について、声は掛けたものの集まらなかったということだが、工期の短さも大きく影響したということか。</p> <p>・この工事に魅力がないということになるのか。</p> <p>・有利とは、コストの意味合いか。</p> <p>・基本的に設備工事の場合、特にエレベーターやエスカレーターなどの部品が絡むものについては、その技術が公開されていないため、最初に設置した業者が有利となることが想定される。このため、システム全体を抜本的に替えない工事の場合、沢山の業者による競争にはなりにくい状態になっていると考えられる。</p> <p>・この庁舎のエレベーターについて、順次、更新作業をしてきているとのことであるが、今までの工事してきた業者は、全て同じ業者であるか。</p> <p>4 広島高地簡裁庁舎構内交換設備改修工事</p> <p>※ 1回目の入札で2者の入札があったところ、最低価格であった者の入札金額が予定価格と約60%の乖離があったが、低入札価格調査を実施し、契約内容に適合した履行がされると判断されたため、契約を締結した案件</p>	<p>・予定価格の算定のため、主要メーカー複数社から見積もりを徴収したが、入札の段階では落札者以外の業者が辞退し、結果的に1者入札となっている。</p> <p>・最初に工事を請け負った工事業者が有利であったことは否定できないところである。</p> <p>・最初に入っているエレベーターの機器の仕様を理解しているため、これに合わせる事が容易であるため有利と考えられる。例えば、他のメーカーが入ってこようとする場合には、元々のエレベーターの仕様を把握する必要があるため、これが敬遠の材料となっている可能性が高いと考える。</p> <p>・結果的に改修工事の業者は全て同じ業者となっている。</p>

意見・質問	回答
<p>・予定価格について、本件は電話交換機の取替であるが、本件は1者のみが低いわけではなく、もう1者も低い入札となっているところ、この手の工事の特有の事情というものはあるのか。</p> <p>・メーカーのヒアリング、見積はどのように徴取しているのか。</p> <p>(低入札状況の報告について)</p> <p>※ ここ数年の電気設備改修に係る予定価格の設定方法の調査、入札状況等を踏まえた検証結果、今後の対応について報告</p> <p>・以上、4件の審議案件について、入札契約手続が適正に行われていると思料する。</p>	<p>・ここまでの低い水準での入札が行われた背景として推察されるのは、第2順位の業者は、昭和62年の完成当初に設置した業者であるものの、その次の更新時に今回の落札者に代わられた状況になっており、取り返したい思いが強かったということ、落札者の方も保守契約を行ってきたこともあり譲れない、という状況の両方が重なって、この結果となったものと考えるところである。</p> <p>・本件の見積もりについては、工事の全体の価格でいくらになるか、という形で徴取している。</p>